

令和 2 年 6 月 8 日

湖西市長 影山 剛士

湖西市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成 11 年条例第 25 号）（以下「条例」と略す）第 3 条第 1 項の規定により、湖西市環境センター基幹的設備改良工事に伴う生活環境影響調査書の縦覧を告示する。

条例第 5 条第 1 項の規定により、生活環境の保全上の見地からの意見書について告示する。

1 縦覧の場所 湖西市環境センター、湖西市役所

2 縦覧の期間 令和 2 年 6 月 8 日（月）から令和 2 年 7 月 7 日（火）
（日曜日、土曜日、休日を除く）

3 縦覧の時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時

4 調査の概要

（1）施設の名称及び設置場所

湖西市環境センター 湖西市吉美 3294-47

（2）施設の種類

焼却施設及びリサイクルプラザ

（3）施設において処理する一般廃棄物の種類

ア 焼却施設

（改良前）可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルプラザからの選別可燃ごみ

（改良後）上記に「剪定枝、脱水汚泥、廃プラスチックの一部」を追加

イ リサイクルプラザ

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、プラスチック類

（4）施設の能力

ア 焼却施設

（改良前）120t／日（60t／日×2）

（改良後）102t／日（51t／日×2）

イ リサイクルプラザ

30t／5h

（5）実施した生活環境影響調査の項目

ア 焼却施設

大気質 二酸化硫黄（SO₂）

二酸化窒素（NO₂）

浮遊粒子状物質（SPM）

塩化水素（HCl）

水銀（Hg）

ダイオキシン類

騒音	騒音レベル
振動	振動レベル
悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数（臭気濃度）
イ	リサイクルプラザ
大気質	粉じん
	二酸化窒素（NO ₂ ）
	浮遊粒子状物質（SPM）
騒音	騒音レベル
振動	振動レベル
悪臭	特定悪臭物質濃度又は臭気指数（臭気濃度）

6 意見書の提出

施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる。

7 意見書の提出先及び提出期限、その他意見書の提出に必要な事項

提出先 湖西市環境センター

提出期限 令和2年7月22日（水）午後5時まで

提出方法 持参又は郵送、FAX、電子メール

記載事項 1 氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）、電話番号
2 生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載すること）

意見書の入手先 湖西市環境センター窓口及び湖西市環境課窓口、市ウェブサイト

8 問い合わせ先

湖西市環境部廃棄物対策課

〒431-0441 静岡県湖西市吉美 3294 番地の 47（湖西市環境センター）

TEL：053-577-1280 FAX：053-577-3253

e-mail：haitai@city.kosai.lg.jp